

令和6年度 第1回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開催日	令和6年5月31日（金）	
開催場所	山口市役所本庁舎2階第2会議室	
出席委員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委員 中野勉、中川孝	
審議対象期間	令和5年12月1日～令和6年3月31日	
抽出案件		案件名
一般競争入札	0	
条件付一般競争入札	70	大歳小学校区放課後児童クラブ新築工事、柳井田水源地改築工事
指名競争入札	0	
随意契約	44	糸米羽坂1号線道路整備工事（2工区）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	委員会の概要については以下のとおり。 1 入札・契約の運用状況等の報告について 〈事務局〉 令和5年12月から令和6年3月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。 また、このたびの審議案件抽出期間における指名停止の案件は資料3でお示ししています。 〈委員長〉 何か質問はございますか。 〈委員〉 なし 2 抽出事案の審議について 【条件付一般競争入札：大歳小学校区放課後児童クラブ新築工事】 〈委員〉この入札は2回目を実施している。これは、一般的に考えて業者が利益を得られる適正価格で入札されたと理解してよろしいでしょうか。 2回目の入札は1回目の入札と比較して入札額が1千万円程下がっている。これで、業者の利益が得られるのかが心配ですが、いかがでしょうか。	

〈事務局〉 1 回目の入札は予定価格より入札額が上回っていたため、2 回目の入札を実施しました。この入札は、低入札価格調査の対象となったことから調査を実施し、設計書の数値的な調査及び下請業者へのしわ寄せがないかなど確認を行っています。工事が適正な価格で実施されるかは低入札価格調査を実施することで確認を行っているため問題ないと判断しています。

また、業者の利益があるかという点につきましては、2 回目の結果だけを見ますと、直接工事費のところでは、市の想定している直接工事費と差がなく、経費の部分で差が出ています。その辺りで入札された各業者が利益というところをどのように判断されて応札されたかというところではないかと考えています。

〈委員〉 最近、材料費の高騰や人件費の上がっているニュースがあるが、その辺りを考慮されているのでしょうか。

〈事務局〉 材料費については、入札価格比較表の直接工事費について、市の設計金額より業者の見積額が若干上回っているため資材高騰の部分が反映されているのかと推測されますが、経費のところでは逆転しています。

〈事務局〉 基本的に資材高騰の部分につきましては、この工事に限らず土木工事も含め、最新の単価、実勢価格に近い単価で積算を行っています。見積もりを徴取するようなものも最新の単価の見積もりを徴取しております。工事を発注した後に条件が変わってきた場合にも契約約款の中に金額を増減させるような条項があり、業者からの申出に応じて、例えば価格が高騰した場合には、要件に合えば契約金額を上げていくような取り扱いとなっています。

〈委員〉 これまでの入札状況では、入札結果が同額となる工事が多かったように思うが、今回の入札結果では、業者の入札額に差が出ているのは特殊な工事であったのでしょうか。

〈事務局〉 これまでの入札状況で、入札額が同額となり、くじになっている場合があります。土木系工事については基本的に入札額が同額となる傾向があります。建物を建てる建築関係の営繕系工事については、ある程度業者の入札額に差が出てくるような状況にあります。

〈委員〉 先ほど、業者が算出する見積内訳書の額と市が積算する設計内訳書の額から計算される見積率について、業者の見積額が直接工事費は上回っていて、管理費の部分が下回っているとの説明があったが、ここで見積率の数字が低かったらいけないというようなものはあるのでしょうか。この値の考え方を教えてください。

〈事務局〉 入札価格比較表に「基準」の欄があります。工事内訳書の工種ごとの基準となりまして、その基準を上回っていれば、適切に市が積算した内容を実施できるとして判断し、低入札価格調査を行っています。

〈委員〉 管理費や直接工事費についてはどうですか。

〈事務局〉 管理費や直接工事費についても調査は行っております。

〈事務局〉 直接経費については、低入札価格調査でその率以下は不可としている基準が 80%以上となっておりますので、今回は問題ありません。現場管理費と一般管理費については、45%という基準がありますので、それは上回っているのでダンピングなどには該当しないものです。

〈委員〉 管理費の主なものは人件費でしょうか。

〈事務局〉 現場管理をするうえでの経費です。

〈委員〉 例えばどんなものがありますか。

〈事務局〉 共通仮設費で言えば仮設事務所に要する費用や、現場管理費で言えば現場を運営するうえでの費用です。

〈委員長〉 直接工事費の中にも職人さんの賃金が入っているということですね。

〈事務局〉 労務単価として入っています。

〈委員長〉 低入札価格調査審査表の中にも、審査基準に直接経費は設計金額の 80%以上である、管理費は設計金額の 45%以上であるという項目が記載されています。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

【条件付一般競争入札：柳井田水源地改築工事】

〈委員〉 当初（1 度目の入札）は、参加資格要件を建築一式工事と機械器具設置工事の 2 業種として入札されましたが、この理由は何でしょうか。

〈事務局〉 2 つの J V（共同企業体）を組むことで、できるだけ多くの市内業者が入札に参加できる。2 つ J V があれば、建築一式工事であれば 3 者で J V を組むことになるため 2 者が市内業者、機械器具設置工事では 2 者で J V を組むことになるため 1 者が市内業者となり、できるだけ多くの市内業者に参加していただきたいと考え、入札参加資格の要件を設定しました。結果は、その通りにはならなかったところです。

〈委員〉 2 度目（再度公告）の入札を実施する際には、登録業種を水道施設工事と

されていますが、この業種は、建築一式工事と機械器具設置工事のどちらに入るものですか。

〈事務局〉1度目の入札の参加資格要件にも挙げていますが、この工事は、水道施設工事の業種の登録がなければ入札に参加できないものです。その中で、建築一式工事と機械器具設置工事に整理したものです。

〈委員〉業者からすると、業種を分けられると入札に参加しにくいのでしょうか。

〈事務局〉今回、1度目の入札が中止になったのは、建築工事につきましては応札がなかったためです。現在、建築業界では、業者の取り合いとなっています。九州のT SMC、万博、能登半島など、全国で様々な工事が行われているため、業者が見つからない状況です。後から分かった状態ですが、市内でも新本庁舎建設や湯田温泉で大規模な工事が実施されるため、なかなか応札がない状況でした。

〈委員〉そのような状況であっても工事は実施しなければなりません、業者を見つけることはできるのでしょうか。

〈事務局〉2度目の入札の要件とした水道施設工事になると、全国の手水施設業者をJVの代表者にすれば、建築は下請けでも入れるようになります。

〈委員〉資料の応札可能業者を見ると広島業者が多いようだが、全国でこの18者しか応札可能業者がいないということでしょうか。

〈事務局〉まず、入札に参加するには、市に業者の登録があることが前提となります。そのうえで、条件を絞ると18者となります。

〈委員〉参加者が1者しかいないが、競争入札で参加業者が1者しかいないということは多いのですか。

〈事務局〉先ほど説明しました業界の背景と水道工事という特殊な工事であるため、ある程度の業者が限られていくというのは仕方ないと考えていますし、たまたま今回、結果として1者であったということです。通常の管工事であれば業者もいるのですが、特殊な工事のため参加可能業者があまりいなかったということです。業者側も工事を選ばれることもあるため、1者の応札となったところです。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

【随意契約：糸米羽坂1号線道路整備工事（2工区）】

〈事務局〉随意契約に至った経緯について補足説明。

この工事は、2度の入札を行ったが、応札者がなく随意契約により契約を行ったものです。

1度目の入札は、入札参加希望の意思を示された業者はあったものの、辞退や棄権により応札がなかったため不調となりました。辞退について業者にヒアリングを行った結果、同時期に他の工事と発注が重なり、他の工事を受注し、現場代理人の配置が難しくなり辞退されたというのが多い理由でした。

2度目（再度公告）の入札は、仕様の変更を行ったことで入札参加可能業者数も増え、入札参加の意思を示された業者はあったものの、1度目の入札と同様に応札はなく不調となりました。これ以上の仕様の変更も難しいため、2度目の入札に参加希望の意思を示されていた業者に見積もりを依頼し、随意契約を行いました。

〈委員〉随意契約ではあるが、複数の業者が見積もりに参加していて入札のようになっていますね。

〈事務局〉2度目の入札に参加希望の意思を示された業者に見積書の提出依頼を行い、提出された見積書のうち、最低の価格で見積もりをされた業者と随意契約をしたものです。

〈委員〉資料2（契約方式別発注工事一覧表）を見ると、随意契約の理由が8号（条件付一般競争入札不調のため）となっていますね。なかなか発注が難しいものでしょうか。

〈事務局〉昨年度6月からの豪雨災害による災害復旧工事の入札を年度の後半にかなり発注していますが、応札がない状況で8号による随意契約の件数が多くなっています。

〈委員〉緊急の必要により入札ができない場合は5号随契ですか。

〈事務局〉はい、そうです。

〈委員〉工事の量も民間を含めてかなり多くなっているのでしょうか。

〈事務局〉人手が少ないというところでは、需給バランスが上手く取れていないのかもしれませんが、都市整備課で発注する工事は、市街地のものが多く現場管理が難しく、応札者が少ないという状況にあります。

〈委員長〉

他にないようであれば、この工事については適正な随意契約理由により行われているということでよろしいでしょうか。

	〈委員〉 異議なし
委員会による 意見具申	なし